

ID: 234

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	排水設備等の工事の検査及び検査済証の交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町下水道条例 第6条		
<b>例規番号</b>	昭和63年条例第28号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて町の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、管理者は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日